

遠隔医療設備整備事業

事業内容

- 遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要な**コンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助事業**
- 情報通信機器を活用して**病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得る**ことで、適切な対応を可能とする。
- また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、**テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援**を行う。

補助先等

- 事業計画書の提出があった遠隔医療を実施しようとする医療機関**から、機器整備の必要性等を考慮し決定
- 補助率 2分の1



地域医療の充実のための遠隔医療補助事業による支援

- 医療の質の向上と効率化
専門性の高い判断や助言の効率的提供
- 医療資源の適正活用
限りある人的・物的医療資源を効率よく活用するため医療機関間の連携強化
- 医療の地域格差の解消
医療過疎地域等では交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な慢性疾患患者に対するテレビ電話等のICTを活用した医療支援